

水道料金及び下水道使用料の改定について

1. 改定の背景

①上下水道管の老朽化・地震対策
(能登半島地震・八潮市道路陥没事故)

②老朽化施設(浄水場等)の更新
(西部23億円、庄和33億円、東部47億円)

③県水の値上げ(21% 年3.5億円増)
流域下水道負担金の増(年6千万円増)



50年以上経過した
配水管の閉塞状況



第4回埼玉県災害対策
本部会議資料より
1月28日(火)

2. 審議会からの答申

①R8～R12年度(5年間)は、水道:50%増、下水道:40%増の改定が必要

②R13～R17年度(5年間)は、再度検討すること

※本来必要な改定率は、R8～R17年度で水道:70%増、下水道:60%増だが市民負担を考慮した

3. 改定時期・改定率

①令和8年10月:水道38%増 下水道25%増

②令和10年4月:水道20%増 下水道15%増

水道は平成16年以来22年振り
下水道は平成28年以来10年振りの改定

4. 改定スケジュール(偶数月検針・令和8年10月改定のケース)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
料金改定前の 基本料金分の減免 (令和8年12月検針分)	通常 検針 ●	通常 支払 ○	減免 検針 ●	減免 支払 ○	通常 検針 ●	通常 支払 ○
料金改定 (R8年10月)	旧料金 検針 ●	旧料金 支払 ○	新料金 検針 ●	新料金 支払 ○	新料金 検針 ●	新料金 支払 ○

5. 主な改定内容

- ①基本水量制(一定水量まで従量料金無料)の廃止
- ②少量利用者に対する激変緩和のための緩和措置
- ③逓増制(使用量が増すごとに単価が高くなる)の緩和

6. 料金算定表(税抜・一部抜粋・詳細はP2参照)

■水道料金

①基本料金(2か月につき)

メーターの 口径	現行	R8年10月	R10年4月
13・20mm	1,700円	2,360円	2,820円
25mm	2,800円	3,880円	4,640円
30mm	4,000円	5,520円	6,640円
40mm	5,500円	7,600円	9,120円
50mm	11,000円	15,180円	18,220円
75mm	16,000円	22,080円	26,500円

②従量料金(1m3につき)

使用水量	現行	R8年10月	R10年4月
1～16m3	0円	20円	40円
17～30m3	120円	156円	182円
31～50m3	150円	202円	232円
51～70m3	160円	230円	266円
71～100m3	180円	262円	302円
101～200m3	220円	324円	370円

■下水道使用料

①基本料金(2か月につき)

区分	現行	R8年10月	R10年4月
一般汚水	960円	1,200円	1,380円

②従量料金(1m3につき)

使用水量	現行	R8年10月	R10年4月
1～10m3	0円	20円	40円
11～30m3	108円	134円	155円
31～40m3	120円	147円	169円
41～50m3	132円	160円	182円
51～70m3	156円	185円	208円
71～100m3	180円	210円	234円

7. モデルケース料金 ※1世帯が2か月で28m3利用した場合の1か月分料金(税込)

	現行	令和8年10月改定後
水道料金	1,727円	2,503円
下水道使用料	1,597円	2,097円
合計(1か月分)	3,324円	4,600円

令和8年12月・令和9年1月検針分は
料金改定前の基本料金分の減免期間のため
4,600円-935円=3,665円

8. 県内他自治体の状況(令和8年10月に改定予定の自治体)

■水道料金

- ①幸手市 R8.10.1改定予定 改定率 34.3%
- ②入間市 R8.10.1改定予定 改定率 35.0%
- ③三芳町 R8.10.1改定予定 改定率 30.0%

■下水道使用料

- ①川越市 R8.10.1改定予定 改定率 38.1%
- ②入間市 R8.10.1改定予定 改定率 33.0%
- ③三芳町 R8.10.1改定予定 改定率 20.5%

※ 改定時期・改定率は各市公表内容による

水道料金及び下水道使用料の改定について

料金算定表

■水道料金

(1)専用給水装置 ①基本料金(2か月につき) (税抜)

	メーターの口径	現行(A)	R8年10月(B)	R10年4月(C)	(B) - (A)	(C) - (B)
一般用	13・20mm	1,700円	2,360円	2,820円	660円	460円
	25mm	2,800円	3,880円	4,640円	1,080円	760円
	30mm	4,000円	5,520円	6,640円	1,520円	1,120円
	40mm	5,500円	7,600円	9,120円	2,100円	1,520円
	50mm	11,000円	15,180円	18,220円	4,180円	3,040円
	75mm	16,000円	22,080円	26,500円	6,080円	4,420円
	100mm	35,000円	48,300円	57,960円	13,300円	9,660円
	150mm	90,000円	124,200円	149,040円	34,200円	24,840円
	200mm以上	管理者が定める額(現在、該当無)			—	—
臨時用		5,000円	3,520円	4,800円	▲1,480円	1,280円

(2)共用給水装置 ①基本料金(2か月につき) (税抜)

使用区分	現行(A)	R8年10月(B)	R10年4月(C)	(B) - (A)	(C) - (B)
共用 1世帯につき	1,700円	2,360円	2,820円	660円	460円

(1)、(2)【共通】 ②従量料金(1m3につき) (税抜)

	使用水量	現行(A)	R8年10月(B)	R10年4月(C)	(B) - (A)	(C) - (B)
一般用・共用	1～16m3	—	20円	40円	20円	20円
	17～30m3	120円	156円	182円	36円	26円
	31～50m3	150円	202円	232円	52円	30円
	51～70m3	160円	230円	266円	70円	36円
	71～100m3	180円	262円	302円	82円	40円
	101～200m3	220円	324円	370円	104円	46円
	201m3～	270円	384円	436円	114円	52円
	301m3～	330円	—	—	—	—
臨時用	17m3～	330円				
	1m3～					

(3)私設消火栓 料金(1m3につき) (税抜)

区分	水量	現行(A)	R8年10月(B)	R10年4月(C)	(B) - (A)	(C) - (B)
消火栓	1m3～	140円	195円	216円	55円	21円

■下水道使用料

(1)一般汚水 ①基本料金(2か月につき) (税抜)

区分	現行(A)	R8年10月(B)	R10年4月(C)	(B) - (A)	(C) - (B)
一般汚水	960円	1,200円	1,380円	240円	180円

(2)一般汚水 ②従量料金(1m3につき) (税抜)

	排除汚水量	現行(A)	R8年10月(B)	R10年4月(C)	(B) - (A)	(C) - (B)
一般汚水	1～10m3	—	20円	40円	20円	20円
	11～30m3	108円	134円	155円	26円	21円
	31～40m3	120円	147円	169円	27円	22円
	41～50m3	132円	160円	182円	28円	22円
	51～70m3	156円	185円	208円	29円	23円
	71～100m3	180円	210円	234円	30円	24円
	101～300m3	204円	237円	267円	33円	30円
	301m3～	228円	270円	303円	42円	33円
	1,001m3～	264円	—	—	—	—

(3)公衆浴場汚水 ②従量料金(1m3につき) (税抜)

公衆浴場汚水	排除汚水量	現行(A)	R8年10月(B)	R10年4月(C)	(B) - (A)	(C) - (B)
	1m3～	65円	82円	95円	17円	13円